

東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範

東京工芸大学（以下「本学」という。）は、1923年に前身の小西寫眞専門学校が設立された当初から、テクノロジーとアートの融合を推進し、新たな価値を創造することを理念としてきた。この理念の実現に向かい、教育、研究・制作及び社会貢献に取り組むことが本学の使命である。

その中でも、本学で行う研究活動及び制作活動（以下「研究活動等」という。）は、学生からの学費等納付金や国民の税金を原資とした公的研究費、企業等から委託された研究費や寄附金など広く社会からの信頼と負託の上に成り立っている。そのため、研究活動等に携わる者は、不正行為を行わないことはもとより、常に高い倫理観を持って知的誠実さをもって取り組み、成果に対する社会的責任や社会からの期待にも応えなくてはならない。また本学も、研究活動等が公正に行われるよう、社会の公器としての責任を果たすよう常に取り組まなければならない。

これらの認識のもとに、「東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範」を定め、本学で研究活動等に携わる者すべてが遵守すべき事項を共有するものとする。

（研究活動等における責務）

- 1 研究活動等に携わる者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、これらの活動が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、成果の公表等においても中立性・客観性をもって取り組む。

（公正な研究活動等の実施）

- 2 研究活動等に携わる者は、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せずに科学的方法に基づき公平に対応して個人の自由と人格を尊重するとともに、研究対象や協力する研究参加者の人格や人権、福利に配慮する。また、研究活動等において知り得た守秘義務を厳守し個人情報の保護に努めるとともに、研究活動等のデータの記録保存を徹底する。
- 3 研究活動等に携わる者は、データ・研究論文・作品等のねつ造、改ざん及び盗用等の不正行為及び研究者倫理に反する行為をなさず、また加担しない。
- 4 研究活動等に携わる者は、研究費が社会から負託された国民の税金や学生の学費等納付金等に支えられていることを自覚し、関連諸法令や本学諸規程を遵守し、負託された研究費を適正かつ効率的に使用しなければならない。

（組織的な取組）

- 5 万一研究活動等における不正の疑義が生じた場合には放置することなく適切に調査を行い、不正があった場合はその是正に努めなければならない。

- 6 本学において公正な研究活動等が行われるよう諸規程や組織等の環境整備に取り組み、不正防止活動、利益相反の防止、コンプライアンス及び研究倫理教育を推進する。